

地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の名称変更に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 25 日

佐賀県知事 古 川 康

### 佐賀県規則第 10 号

地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の名称変更に伴う関係規則の整理に関する規則

(地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部改正)

第 1 条 地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成 22 年佐賀県規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の業務運営並びに財務及び会計に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。)の規定に基づき、<u>地方独立行政法人佐賀県立病院好生館</u>(以下「法人」という。)の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(各事業年度に係る業務実績に関する報告書の提出)</p> <p>第 6 条 法人は、法第 28 条第 1 項の規定により各事業年度における業務の実績について<u>地方独立行政法人佐賀県立病院好生館評価委員会</u>(以下「評価委員会」という。)の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後 3 月以内に評価委員会に提出しなければならない。</p>	<p><u>地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の業務運営並びに財務及び会計に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。)の規定に基づき、<u>地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館</u>(以下「法人」という。)の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(各事業年度に係る業務実績に関する報告書の提出)</p> <p>第 6 条 法人は、法第 28 条第 1 項の規定により各事業年度における業務の実績について<u>地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館評価委員会</u>(以下「評価委員会」という。)の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後 3 月以内に評価委員会に提出しなければならない。</p>

(附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部改正)

第 2 条 附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則(昭和 31 年佐賀県規則第 59 号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第2条、第3条関係） 報酬及び職務の級表			別表（第2条、第3条関係） 報酬及び職務の級表		
職名	報酬日額	職務の級	職名	報酬日額	職務の級
略	略	略	略	略	略
<u>地方独立行政法人佐賀県立 病院好生館評価委員会委員</u>	9,500円	行政職6級	<u>地方独立行政法人佐賀県医 療センター好生館評価委員 会委員</u>	9,500円	行政職6級
略	略	略	略	略	略

（佐賀県行政組織規則の一部改正）

第3条 佐賀県行政組織規則（平成16年佐賀県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（健康福祉本部各課の分掌事務） 第8条 健康福祉本部各課の分掌事務は、次のとおりとする。 地域福祉課～障害福祉課 略 医務課 (1)～(7) 略 (8) <u>地方独立行政法人佐賀県立病院好生館</u> に関すること。 国民健康保険課～生活衛生課 略	（健康福祉本部各課の分掌事務） 第8条 健康福祉本部各課の分掌事務は、次のとおりとする。 地域福祉課～障害福祉課 略 医務課 (1)～(7) 略 (8) <u>地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館</u> に関すること。 国民健康保険課～生活衛生課 略

附 則

この規則は、平成25年5月1日から施行する。